

売 買 基 本 契 約 書

調達者： 一般社団法人 全国農業会議所 _____

売主：伊藤忠テクノソリューションズ 株式会社

一般社団法人 全国農業会議所（以下、「調達者」という。）と伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下、「売主」という。）は、製品を売買する際の基本的条件について以下のとおり合意し、本契約を締結する。なお、売主が製品を納入した際の売買代金の支払いについては、調達者が指定する農業委員会又はその農業委員会が属する市町村（以下、「買主」という。）より行うものとする。

第1条（基本契約の適用）

本契約は、売主から製品（以下、「本件製品」という。）の数量等を取り決める個々の契約（以下、「個別契約」という。）に共通して適用されるものとする。ただし、買主及び売主が個別契約において明示的に本契約を適用しないことにつき合意した場合はこの限りではない。

2. 個別契約と本契約の規定とが異なる場合は、当該個別契約の規定が優先して適用されるものとする。
3. 本契約の詳細については、別添の基本契約仕様書によって定めることとする。

第2条（個別契約の内容）

調達者及び売主は、個別契約において以下の各号の必要事項を定めるものとする。

- （1）本件製品の名称。（本件製品の詳細は別途売主が提示する本件製品の仕様書（以下、「本件仕様」という。）に定めるとおりとする。）
- （2）本件製品の数量。
- （3）本件製品の利用期間、利用場所。
- （4）本件製品の数量に対する支払い金額、支払い条件と方法
※ 支払い条件は原則、利用開始月末締め翌月末銀行払いとする。

2. 個別契約は、①前項に定める事項を記載した個別契約書に買主及び売主の正当な権限を有する者が記名押印したときに成立する。

第3条（売買代金の支払）

買主は、個別契約に定める数量、売買代金及びこれに係る消費税及び地方消費税（以下、併せて「消費税等」という。）相当額を、個別契約に定める支払条件と方法に従って、売主に支払うものとする。

2. 見積書、提案書及び個別契約その他の本契約に関連する書類等に消費税等相当額が記載されている場合において、消費税等に関する法律（消費税法及び地方消費税法を含むが、これらに限られない。）に基づく税率の改定等によりかかる消費税等相当額に変更が生じた場合には、買主は当該変更後の消費税等相当額を売主に対し支払うものとする。なお、消費税等相当額の端数が発生する場合は、切り上げとする。
3. 本条第1項に定める支払を遅延した場合、買主は売主に対して支払期日の翌日から支払が完了するまでの間、請求金額に対し、年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第4条（本件製品の納入、検査）

売主は、個別契約に定める納期までに本件製品を利用登録し、買主はこれを受け入れるもの

とする。

2. 買主は、前項に基づく本件製品の利用登録後、個別契約に定める期間（以下、「検査期間」という。）以内に、本件製品について検査を行い、検査終了後直ちにその結果を売主に書面にて通知するものとする。なお、検査期間内に買主から売主に何らの通知もない場合、当該本件製品は、検査期間の満了日をもって検査に合格したものとみなす。
3. 前項に基づく検査の結果、本件製品が不合格となった場合は、売主は、速やかに自己が必要と判断する措置を実施のうえ再度前項に基づく検査を受けなければならないものとする。
4. 検査合格の通知が売主に到達した日、又は検査合格とみなされた日をもって、本件製品の検収とする。

第5条（危険負担及び権利の移転）

第4条第1項に基づく納入後に納入物が第9条に定める不可抗力（以下、「不可抗力」という。）により滅失又は毀損した場合、買主は売買代金の支払を拒絶することはできないものとし、売主が発行する請求書に従いこれを支払うものとする。

2. 本件製品の所有権は、買主が売買代金の支払を完済したときに売主から買主に移転するものとする。
3. 本件製品の著作権を含むすべての知的財産権は、売主又はその調達先に帰属し、買主へは一切移転しないものとする。
4. 買主は、本件製品を使用するため、別途売主の指定する使用許諾契約の締結（売主又は別途売主の指定する調達先との間で）が必要となる場合があることを了解し、当該使用許諾契約を遵守するものとする。
5. 買主は、本件製品をエンドユーザに再販、賃貸、リース及び使用許諾することができる。ただし、買主は、個別契約において当該エンドユーザを特定しなければならないものとし、かつ、本契約及び個別契約に定める自己の義務と同等の義務を当該エンドユーザに書面で課さなければならない。また、当該エンドユーザの義務違反につき、当該エンドユーザと連帯して売主に対して責任を負うものとする。

第6条（契約不適合責任）

本件製品の重要部分に直ちに発見することのできない本件仕様との不一致（以下、「契約不適合」という。）があり、かつ第4条第4項に定める検収後6ヶ月以内（本件製品に添付される保証書等に別段の期間の定めがある場合は当該期間内）に買主が売主に書面をもって請求を行ったときは、売主は、売主の責任と費用で当該契約不適合の追完（具体的な方法は売主が決定するものとする。）を行うものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号に定める場合を含み契約不適合の原因が買主の責に帰すべき事由に起因する場合は、売主は当該契約不適合につき本条に定める責任を負わないものとする。
 - （1）買主による改変。
 - （2）売主が指定しない他の物品等との組み合わせ。
 - （3）買主による不適切使用。
 - （4）第4条第1項に基づく納入後に生じた不可抗力。
3. 本件製品に関して売主が負担する契約不適合責任は、本条第1項に定める責任をもってそのすべてとする。

第7条（秘密保持）

調達者、買主及び売主は、本契約又は個別契約に関連して相手方から開示された情報のうち、書面等（電子ファイルなどの電子的手段を含む。以下同じ。）にて開示される場合は秘密である旨の表記がされた情報、口頭にて開示される場合は開示の際に秘密である旨が示され、当該開示後10日以内にその内容を書面化のうえ秘密である旨を表記して提供された情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとする。

また、調達者、買主及び売主は、本契約又は個別契約上の権利の行使及び義務の履行以外の目的の為に秘密情報を使用してはならないものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、調達者、買主及び売主は、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとする。
 - （1）相手方からの開示の時点で既に公知の情報。
 - （2）相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報。
 - （3）相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報。
 - （4）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - （5）相手方から開示された情報と無関係に独自に作成した情報。
 - （6）法令により開示することが義務づけられた情報。
3. 本条に定める秘密保持義務の存続期間は、各秘密情報が開示された日よりそれぞれ1年間とする。

第8条（第三者の権利侵害）

本件製品が第三者の権利を侵害することを理由として、当該第三者から何らかの請求、異議等が買主に対して申し立てられた場合は、買主が以下の各号に定める要件をすべて充足することを条件として、売主は自らの責任と費用でその解決を図るものとする。

- （1）売主に対して当該異議等の事実を書面により遅滞なく通知すること。
 - （2）売主に対して当該異議等の解決について必要な権利を与えること。
 - （3）当該異議等の解決において売主の求めに応じて協力すること。
2. 前項に定める第三者の権利侵害が買主の責に帰すべき事由により生じた場合は、売主は本条に定める一切の責任を負わないものとする。
3. 本条の規定は、本契約に基づいて販売される本件製品が、第三者の権利を侵害した場合における売主の責任のすべてを規定するものである。

第9条（不可抗力）

不可抗力（ストライキ、政府規制、暴動、戦争及び内乱等の非常事態並びに地震、台風及び洪水等の天災地変等の不可抗力的事由その他の売主の責に帰し得ない事由（売主の調達先による履行遅滞、不完全履行及び履行不能を含む。））により、売主が本契約及び個別契約上の義務につき履行遅滞、不完全履行又は履行不能に陥った場合、売主はその責を負わないものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

調達者、買主及び売主は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役及び執行役員をい

う。)が、本契約及び個別契約の有効期間中、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、併せて「反社会的勢力」という。)でないこと、②反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給など、何らかの関係を有していないこと、③暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと(反社会的勢力等の第三者を利用して行う場合を含む。)を表明し、保証する。

2. 調達者、買主又は売主は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、かつ何らの損害賠償責任も負うことなく、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を相手方に請求することができる。

第11条(権利義務譲渡の禁止)

調達者、買主及び売主は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約及び個別契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならない。

第12条(契約の解除)

調達者、買主及び売主は、相手方に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方に対する何らの通知、催告を要せず、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約又は個別契約の何れかの条項に違反し、相当期間を定めて催告した後もその違反状態が是正されないとき。
 - (2) 支払停止、支払不能、債務超過に陥ったとき、強制執行、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、競売を受けたとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、私的整理(事業再生ADRを含む。)開始の申立てがあったとき。
 - (5) 監督官庁から営業の許可、登録の取り消し、又は停止処分を受けたとき。
 - (6) 資本減少、営業の廃止若しくは変更、解散したとき、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき。
 - (7) 前各号の他、信用状態に不安を生じたと判断されたとき。
2. 前項各号のいずれかに該当する事由が生じた当事者は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について期限の利益を当然に喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を一括して支払わなければならないものとする。
 3. 本条第1項に基づく解除は、調達者、買主又は売主が相手方の責によって生じた損害について賠償請求することを妨げるものではない。

第13条(損害賠償)

本契約及び個別契約に関連する売主の損害賠償責任は、請求原因の如何を問わず、買主に現実に発生した通常の損害に限定され、その賠償金額の総額は当該損害の原因となった個別契約の売買代金の額を上限とし、予見していたもの、予見すべきものも含め特別の事情から生

じた損害及び逸失利益については賠償範囲に含まれないものとする。

第14条（契約の有効期間及び存続条項）

本契約の有効期間は、本契約締結日から令和8年3月末日までとする。有効期間満了の2ヶ月前までに調達者又は売主にて本契約の有効期間について協議するものとし、その後も同様とする。なお、本契約が終了した場合であっても、終了前に成立した個別契約については、その有効期間中、本契約の定めが有効に適用されるものとする。

2. 第6条（契約不適合責任）、第7条（秘密保持）、第8条（第三者の権利侵害）、第13条（損害賠償）、及び第17条（協議及び合意管轄）の規定は、本契約の終了によりその効力を失わないものとする。

第15条（米国輸出管理規制）

本契約及び個別契約の履行に米国輸出管理規制に基づく米国政府の許可が必要となる場合において、当該米国政府による許可手続の遅延又は不許可に起因して売主に債務不履行が生じたとしても、売主は、買主に対し何らの責任も負わないものとし、自己の選択で関連する個別契約を解除することができる。

2. 買主は、本件製品の一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体として又はシステムの一部として輸出しないことに同意する。
3. 買主は、いかなる場合も、米国政府が発行する「取引禁止業者リスト(=Denied Party List)」又は日本国経済産業省が公表する外国ユーザーリストに指定される個人又は法人に対し、本件製品を販売してはならない。

第16条（用途制限）

買主は、本件製品の一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体として又はシステムの一部として以下の各号の用途に使用しないことに同意する。

- (1) 原子力関連装置の直接制御での利用。
- (2) 航空管制又は大量輸送機関での管制のための利用。
- (3) 生命維持装置。

2. 前項に反し本件製品が当該用途に使用された場合、売主は、本契約に定める責任を含め、一切何らの責任も負わないものとする。

第17条（協議及び合意管轄）

本契約又は個別契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、買主及び売主が誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。万が一協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、調達者及び売主記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

_____年_____月_____日

調達者 東京都千代田区二番町 9-8
一般社団法人 全国農業会議所
会長 國 井 正 幸 印

売主 東京都港区虎ノ門 4-1-1 神谷町トラストタワー
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
公共統括本部 公共営業第 1 部
部長 高 野 敬 太 印

基本契約仕様書

1. 目的

本仕様にて定める内容を調達者は売主に担保するものとし、以下内容を基本としたうえで売主が買主と個別契約を締結していくこととする。

2. 契約代金（総額）

円（消費税及び地方消費税除く）

消費税及び地方消費税 円

総額 円

（内訳：契約単価）

4, 7 0 0 円／式・年額（消費税及び地方消費税除く） × 3. 契約総数量
契約単価は、導入時期に関わらず上記単価とする。

3. 契約数量

MDM 式

個別の契約数量については、買主と契約締結することとするが、調達者は上記数量を最低契約数量となるよう取り組むものとする。

4. 利用期限

令和9年3月末日までとする。

5. 製品

項番	型番	製品名	メーカー
1	C-AN-Y/CL-M	LANSCOPE クラウド版 ライト A_ライセンス(定額)	エムオーテックス

6. 利用場所等

全国の市町村農業委員会

なお、個別契約において以下の各号の必要事項を定めるものとする。

- （1）本件製品の名称。（本件製品の詳細は別途売主が提示する本件製品の仕様書（以下、「本件仕様」という。）に定めるとおりとする。）
- （2）本件製品の数量。
- （3）本件製品の利用期間、利用場所。

(4) 本件製品の納品数量に対する支払い金額と支払い条件と方法

※ 支払い条件は原則、利用登録月末締め翌月末銀行払いとする。